

【 処置 】

67 便秘症の病名がない場合の高位浣腸及び摘便の算定について

《令和6年2月29日》

○ 取扱い

便秘症の病名がない場合の J 022 高位浣腸及び J 022－2 摘便の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

高位浣腸は、大量の微温湯、生理食塩水などを容器（イリゲーター）の中に入れ、同容器を高く挙上（約 100 c m）して、経管的に大腸に注入することで腸内容を除去する方法である（イリゲーターを 50 c m 程度高く挙上して行う場合は高圧浣腸、また、回収液が透明になるまで当該行為を繰り返す場合は洗腸）。

高位浣腸及び高圧浣腸は、腸重積や腸閉塞、高度便秘症等に対する治療、洗腸は大腸手術の術前大腸洗浄（現在は経口剤による腸洗浄の普及でほとんど行われない）を目的として行われる。摘便は、便塊を用指的に摘出するものであり、高齢者や寝たきり状態等で排便困難な便秘症に対して行われる。

このため、便秘症の傷病名がない場合の J 022 高位浣腸及び J 022－2 摘便の算定は、原則として認められないと判断した。